

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 指定納付受託者の指定	税 務 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・ 収去した飼料等の試験結果の概要の公表	畜 産 課
◎ 公 告	
・ 落札者等	文化振興・世界遺産課
・ 落札者等	地 域 環 境 課
・ 契約者等	薬 務 行 政 室
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 交通局公告	
・ 落札者等	総 務 課
・ 契約者等	〃
◎ 選挙管理委員会告示	
・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室
◎ 長崎県道路公社公告	
・ 有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法についての一部改正	長崎県道路公社

告 示

長崎県告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、ふるさと長崎応援寄附金に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日
令和5年8月30日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 DGビル
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

長崎県告示第596号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年9月15日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
五島ふくえ第3加入区	大型定置漁業

長崎県告示第597号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和5年8月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和5年9月15日

長崎県知事 大石 賢吾

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
ジェイエイ北九州 くみあい飼料株式会社 長崎工場 7290001007083 長崎県佐世保市千尽町36	同左	くみあい配合飼料 肉用牛新やまと繁殖	R 5. 8	栄養成分等－ 粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合は、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

公 告

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年9月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の名称
「ながさきミュージアムネットワークシステム」リニューアル業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2768
- 3 契約方法
総合評価方式一般競争入札
- 4 落札決定日
令和5年9月1日
- 5 落札者
福岡県福岡市博多区博多駅前1-17-21 NTTDATA 博多駅前ビル
エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社 九州支社 九州支社長 久保田 浩二
- 6 落札価格
25,500,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

- 7 入札公告日
令和5年7月21日
- 8 落札方式
最高総合評価点

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年9月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の名称
長崎県環境放射線テレメータシステム等更新業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県県民生活環境部地域環境課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2356（直通）
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和5年7月14日（金）
- 5 落札者
（所在地） 東京都新宿区西新宿3-20-2
（事業者名） エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役社長 伊東 匡
- 6 落札価格
134,988,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日
令和5年5月19日（金）
- 8 落札方式
総合評価落札方式

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
行政備蓄用タミフルカプセル75 100カプセル（PTP）
75mg 1カプセル 2,400箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県 福祉保健部 薬務行政室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2469
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年8月3日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
東京都北区浮間五丁目5番1号
中外製薬株式会社 営業本部長 日高 伸二
- 5 随意契約に係る契約金額
47,995,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年9月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友道の尾店
長崎県長崎市葉山一丁目6-10
- 2 届出の概要
 - ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、南島原土地改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年9月15日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南島原市西有家町 見岳地区	令和5年9月20日から 令和6年2月22日まで

交 通 局 公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
一般乗合旅客自動車 中型ノンステップ車 3両
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(電話) 095-822-5141

- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和5年8月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
(氏名) いすゞ自動車九州(株) 西九州支社 長崎支店 支店長 永尾 哲郎
(住所) 長崎市中里町1622番地1
- 7 落札価格 67,950,000円 (消費税及び地方消費税は含まない。)
- 8 入札公告日 令和5年8月8日
- 9 落札方式 最低価格

契約者等 (公告)

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 796キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(電話) 095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年8月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(氏名) 株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 小森 康行
(住所) 長崎県長崎市江戸町2番34号
- 5 随意契約に係る購入単価
142,980円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和5年9月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 50分の1の数 21,843 人
- 2 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と
40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を
乗じて得た数とを合算して得た数 236,516 人
- 3 県議会議員選挙区別の3分の1の数

長 崎 市	113,316	人
佐世保市・北松浦郡	70,913	人
島 原 市	11,962	人
諫 早 市	37,290	人
大 村 市	26,480	人
平 戸 市	8,217	人
松 浦 市	5,955	人
対 馬 市	8,036	人
壱 岐 市	6,965	人
五 島 市	10,035	人
西 海 市	7,261	人
雲 仙 市	11,596	人
南島原市	12,075	人
西彼杵郡	18,971	人
東彼杵郡	9,826	人
南松浦郡	5,148	人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

長崎県道路公社公告

有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法についての一部改正について（公告）

長崎県道路公社（以下、「当社」という。）は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号 以下「法」という。）第24条第1項の改正に伴い、当社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法についての一部を次のように改正する。

令和5年9月15日

長崎県道路公社理事長 松尾 信哉

改正後	改正前
<p>（適用）</p> <p>第1条 法第24条第1項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</p> <p>第2条以下（略）</p>	<p>（適用）</p> <p>第1条 <u>当社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する</u>自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</p> <p>第2条以下（略）</p>

印刷所
長崎市権島町八番十二号

認可年月日 令和5年9月6日

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト